

空き家バンクイメージ図

空き家所有者

○売りたい
○貸したい

調査
確認

空き家バンク

- ・ホームページ等で情報発信
- ・所有者、利用希望者情報提供
- ・相談、マッチング等

空き家の
情報提供

問合せ
相談
登録

問合せ
相談
利用登録

空き家利用希望者





(住み替えやUターン希望者数)

○買いたい
○借りたい

宅地建物取引業者
が仲介

和水町空き家バンク制度

「空き家バンク」への物件登録方法

1		賃貸・売買 物件の登録 申請	賃貸・売買物件の提供を希望される方は、「空き家バンク登録申込書」へ必要事項を記載のうえ、土地・建物登記簿等を必ず添付し、和水町役場まちづくり推進課に提出して下さい。
2		現地調査	町の担当者がお伺いし、物件の確認を行います。調査後、空き家バンク登録台帳に登録します。
3		空き家 情報提供	町のホームページ等で情報の提供を行います。
4		物件の交渉	利用希望の申し込みがあった場合、物件提供者へ町から連絡し、宅地建物取引業者（注2）の仲介により交渉となります。

注1：この制度は、町内の空き家等を賃貸及び売却希望する所有者から物件の提供を求め、町の「空き家バンク」へ登録した情報を、物件を希望する方へ提供を行うものです。

また、この事業は、和水町民と都市住民の交流拡大や定住促進により地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

注2：町は、売買または賃貸の仲介を行っていません。

仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者へ依頼します。

■お問い合わせ先■

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地
 和水町役場 まちづくり推進課 地域振興係
 Tel : 0968 - 86 - 5721 Fax : 0968 - 86 - 4215